

## 田村市公告第 71 号

田村市市民の歌プロモーション動画制作業務委託について、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定に基づく随意契約の相手方を選定するため、企画提案書等の提出者を次のとおり公募する。

令和 5 年 5 月 23 日

田村市長 白石 高司

### 1 業務概要

- (1) 業 務 名 田村市市民の歌プロモーション動画制作業務委託
- (2) 履 行 期 間 契約締結日から令和 5 年 10 月 31 日まで
- (3) 契約限度額 1,240,800 円以内（消費税及び地方消費税を含む）

### 2 資格要件

本公募に参加できる者は、次に掲げている条件を全て満たしている者とする。

- (1) 本公告に示した業務に技術上類似する業務を実施した実績があり、且つ、確実に履行できる者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4（一般競争入札参加者の資格）の規定に該当する者でないこと。
- (3) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条第 1 項若しくは第 19 条の規定に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の決定後又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の決定後、手続開始決定日以降の日を審査基準日とする経営事項審査に基づく入札参加資格者名簿の登載者を除く。）
- (4) 本実施要領の公告の日から応募書類の提出期限までに、国及び地方公共団体から指名停止の措置を受けていないこと。
- (5) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 1 項第 2 号の規定によるもの）、または暴力団の構成員、暴力団の構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者が経営、運営に関係していないこと。
- (6) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団若しくは暴力団員の統制下にある団体でないこと。

(7) 市税等を滞納している者でないこと。

### 3 応募手続等

項目	日 程
実施要領配布	令和5年5月23日（火）
質問受付期間	令和5年5月23日（火）～5月31日（水）午後3時まで
質問に対する回答	令和5年6月 7日（水）までに市ホームページに掲載
参加申込書提出期限	令和5年6月16日（金）午後3時まで
企画提案書等の提出期限	令和5年6月21日（水）午後5時まで
企画提案書審査	令和5年6月27日（火）
選考結果通知	令和5年6月28日（水）
契約締結	令和5年6月28日以降で市が指定する日

※応募状況その他の理由により、日程が変更となる場合があります。

### 4 実施要領等の配布

実施要領等は、田村市ホームページからダウンロードすること。

### 5 最優秀提案者の決定

「田村市市民の歌プロモーション動画制作業務委託業者選定委員会」において審査し、委員の評価点数の合計が最も高い（以下、「最高得点」という。）提案者を最優秀提案者に選定する。ただし、最高得点が基準点（評価点の満点の6割（小数点以下切り捨て）とする。）以上でない場合は、最優秀提案者を決定しない。なお、最高得点が複数ある場合は、提案者毎に審査委員の多数をもって決定する。また、審査委員数が同数の場合は委員長が決定する。

### 6 審査結果の通知及び公表

企画書を提出した参加者全員に書面で通知するとともに、本市ホームページ上で公表する。審査結果について、評価点は非公表とし、異議申し立ては受け付けない。

### 7 その他

本業務に関する詳細は、田村市市民の歌プロモーション動画制作業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領による。

8 問い合わせ先

田村市総務部総務課秘書広報広聴係（担当：吉田浩一、桑名侑香里）

〒963-4393 福島県田村市船引町船引字畑添 76 番地 2

電 話 0247-81-2117

F A X 0247-82-5577

E-mail [info@city.tamura.lg.jp](mailto:info@city.tamura.lg.jp)